

第1章 はじめに

第2節 計画策定の趣旨

3 県では平成8年3月に制定した「福島県環境基本条例^{*1}」に基づき、平成9年3月に
4 「福島県環境基本計画^{*2}」を策定し、県民、事業者、市町村などの各主体の参加と連携
5 により積極的に環境保全の取組みを進めてきました。

6 平成14年3月には、環境と共生する地域社会の実現に向けた取組みを一層推進する
7 ため、計画を全面的に見直し、環境の保全は他のあらゆる活動に優先するとの認識のも
8 とに、平成22年度を目標年度とする新しい計画を策定しました。また、平成18年度
9 には、具体的施策や環境指標などについて一部見直しを行ったところです。

10 これまでの取組みにより、河川水質や大気環境の改善など着実な成果が現れている
11 一方で、猪苗代湖の水質保全対策をはじめ、廃棄物の削減対策や光化学オキシダン
12 ト対策など、今後ますます力を入れていかなければならない課題も明らかになって
13 います。さらに、生物多様性の危機や地球温暖化など、地球規模の環境問題への取
14 組みは一層緊急性を増してきています。

15 また、今日の環境問題の多くは、事業者だけが引き起こすものではなく、地球温暖化
16 の問題など、私たち一人ひとりも被害者であると同時に加害者でもあるように複雑・多
17 様化しており、問題解決に向けて県民、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識のも
18 とに一体となって取り組むことが一層重要となっています。

19 これらの状況を踏まえて、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築できる
20 よう、前計画の見直しを実施し、新たな計画を策定することとしました。

21

第3節 計画の性格

23 「福島県環境基本条例」（平成8年3月）第10条の規定に基づき、本県の環境の
24 保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画で
25 す。

2¹ 福島県環境基本条例：福島県の環境保全について、県としての基本理念等を定めた条例で、巻末に全文掲載
3 しています。

4² 福島県環境基本計画：第1次・平成9年3月策定（計画期間 21世紀初頭まで）第2次・平成14年3月策
5 定（計画期間 平成22年度まで）改訂版：平成19年3月策定（計画期間 平成22年度まで）本計画は第3
6 次の計画となります。

1 県政運営の基本指針として策定された福島県総合計画^{※1}「いきいき 福島創造
2 プラン」の基本目標である「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくし
3 ま”」を、環境の面から実現することを目指した計画です。

4 地球温暖化や廃棄物、水環境などに関する環境分野の個別計画^{※2}の策定をはじめ、
5 県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全に関する基本的な方向を
6 示すものとして位置付けられる計画です。

7 県の環境施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組みも含めて、
8 本県の環境保全の基本的な考え方を示すとともに、各主体の参加と連携・協働を図
9 りながら、環境の保全を一体となって進めるための計画です。

10

11 第4節 計画の期間

12 福島県総合計画と将来展望を共有しながら、平成22年度（2010年度）を初年
13 度とし、平成26年度（2014年度）を目標年度とする5ヶ年計画とします。

2¹ 福島県総合計画：県民、民間団体、企業、市町村、県など「ふくしま」全体の指針となる計画で、子どもた
3 ちが親の世代となる30年程度先を展望しながら、平成22年度を初年度とし平成26年度を目標年度とする
4 5か年計画です。「ふくしま新世紀プラン」（平成4年12月策定 計画期間 平成5～12年度）「福島県
5 新長期総合計画」（平成12年12月策定 計画期間 平成13～22年度）重点施策体系の見直し（平成1
6 7年12月策定 計画期間 平成22年度まで）を経て策定されています。

7² 個別計画：本計画に体系づけられる環境関連計画の体系図を巻末に示しています。

1を人の健康や自然環境に与えてしまうことを、私たちはこれまでの公害の問題などから
2学んできました。閉鎖性水域の水質の問題など、深刻な影響が現れてから対応したので
3は、元どおりにするまでに多くの時間と経費を必要とする事象は少なくありません。

4 このため、環境への影響を未然に防止するという基本的な考え方を持って施策の展開
5を図ります。

6 3 環境と経済、環境と社会の好循環

7 これまでの大量生産、大量消費という資源やエネルギーを不自由なく消費できる社会
8では、環境に配慮するための投資は、経済的な利益に反するものと捉えられてきました。

9 しかし、技術の発達や人口の急増により地球資源の有限性が明らかとなりつつある今
10日、環境に配慮した活動は長期的には経済の持続的な発展のために欠くことのできない
11ものとなっています。

12 また、里山や水路の共同管理、地域の美化活動といった地域社会における環境保全活
13動が、世代間の交流を生み出し、地域コミュニティのつながりを強化するなど、地域力
14を高めていく上で重要な取組みとなっています。

15 このため、環境保全のための取組みが新技術の開発や省エネビジネスの振興などの経
16済活動の活性化につながる「環境と経済の好循環」の考え方とともに、地域の人々が協
17力して環境保全に取り組むことが地域の社会的な力を強め地域社会の活性化につながる
18「環境と社会の好循環」の考え方を持って施策の展開を図ります。

19

20

21

22

23

24

25

26

27 第6章「計画の推進と進行管理」

28第2節「計画の進行管理」(P 8 1)

29.2 計画の見直し

1

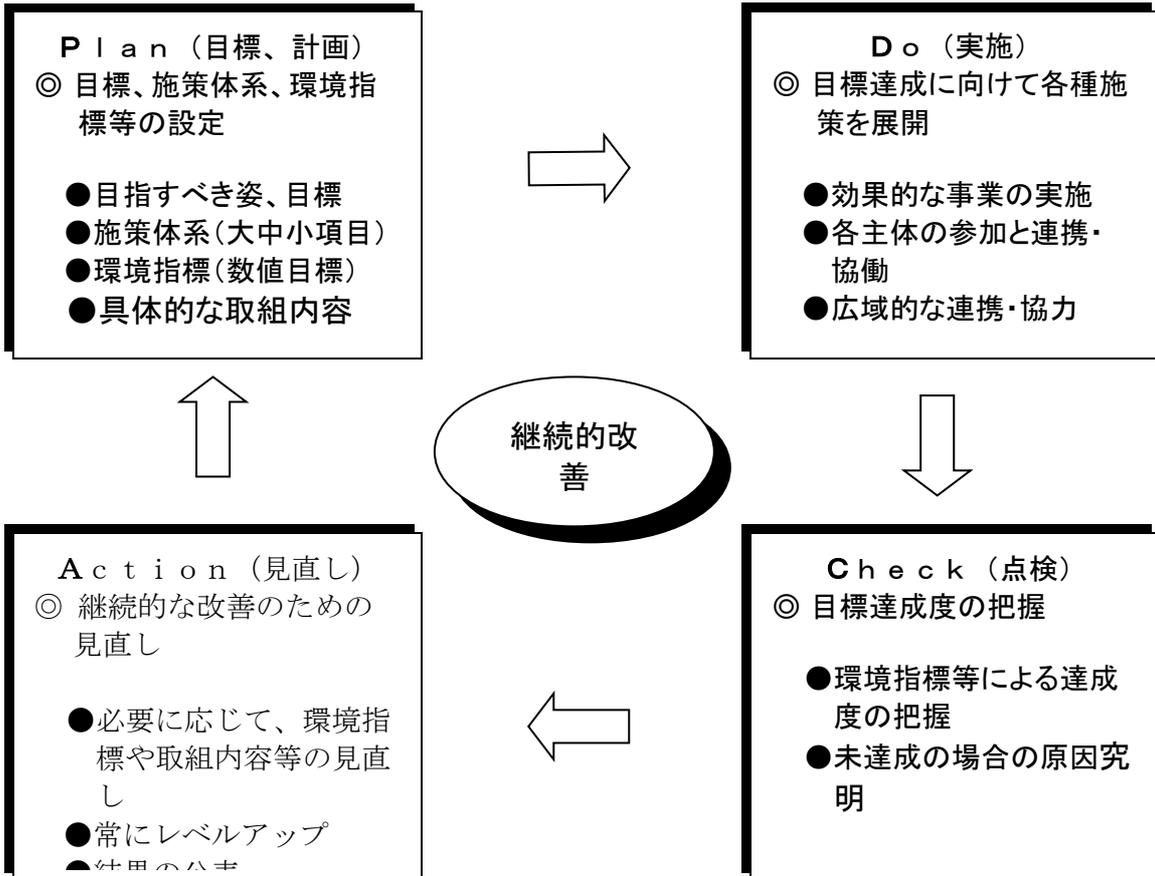
1

2 今後の環境の状況や社会経済情勢の変化などに対応して、PDCAサイクル²¹に基づいた進行管理により必要に応じてレベルアップを図ります。

4

PDCAサイクルによる進行管理

5



²¹ PDCAサイクル：目標、計画を定め（Plan）、これを実行実施し（Do）、その実行実施状況を点検し（Check）、見直し、改善する（Action）という一連のサイクルにより、継続的な改善を図る仕組みです。

5

6